

■令和6年度 総務政策委員会 所管事務調査報告

調査テーマ：男女共同参画に関する取り組み

1. 本市の現状

性別に関わりなく、全ての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、官民一体となって取り組むべき重要な課題である。そのような中、国においては、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法により、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。本市においても、平成12年1月に男女共同参画都市宣言を宣言し、平成16年4月には延岡市男女共同参画推進条例を施行し、現在の第3次にわたる「のべおか男女共同参画プラン」により長年継続した取り組みを実施している。

現在計画期間中である第3次のべおか男女共同参画プランは、既述の男女共同参画社会基本法や国の第5次男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現をめざして、策定している。

なお、本市の男女共同参画行政推進体制として下記のとおり構築し、審議会等への女性の参画について、令和13年度末までに40%とする目標を掲げている。

本市の男女共同参画行政推進体制

組織名		目的	構成等
延岡市男女共同参画審議会		延岡市男女共同参画推進条例第18条により、男女共同参画の円滑な推進を図る	15名以内
庁内組織	延岡市男女共同参画推進会議	庁内の推進体制組織の最上位組織	副市長、各部局長、各総合支所長
	延岡市男女共同参画推進会議幹事会	推進会議の補助機関	企画部長、企画課長、経営政策課長ほか21課室長
	ワーキンググループ	推進会議幹事会の補助機関	重要課題ならびに教育研修事務を所管する課所の係長相当職の職員

本市の審議会等の委員の女性の参画状況

	本市における女性比率	
	R5.3.31	R6.3.31
①地方自治法第180条の5に基づく審議会等	27.0%	30.6%
②地方自治法第202条の3に基づく審議会等	32.6%	33.5%
③要領・要綱に基づく審議会等	29.1%	27.6%
計	30.7%	30.3%

2. 本市の主な取り組み

(1) 男女共同参画推進委託事業

第3次のべおか男女共同参画プランに定める基本目標に沿った事業の一部（啓発活動、人材育成等）を「のべおか男女共同参画会議21」に委託し、市民団体による男女共同参画社会づくりを推進している。

男女共同参画推進委託事業の各種取組概要

各種取組	概要
啓発事業	講演会（秋・春のフォーラム）、男女共同参画週間パネル展の開催 等
研修等	人材育成のための宮崎県男女共同参画センター基礎講座（計４回）の受講、視察研修 等
広報誌発行	「のべおか男女共同参画会議 21 だより」の発行（年３回）
審議会等への参画	男女が対等な立場でともに参加し、多様な意見が反映されるために、会員の多くが審議会等に、委員として参加

（２）男女共同参画推進啓発事業**男女共同参画推進啓発事業の各種取組概要**

各種取組	概要
男女共同参画情報誌「響」の発行	年１回 3,000 部発行 配布先：医療機関、大学、高校、図書館、大型店舗、銀行他
エンパワーメント講座	人権セミナーの枠として開催しており、市職員研修も兼ねて開催
男女共同参画社会づくり講演会	今年度は、ワークライフバランスについての講演会を実施

（３）女性が活躍する職場等 P R 事業

男女共同参画社会づくりに向けた意識を高めていくために、職場や地域団体等で活躍する女性を紹介する動画を制作・放映し、地元ケーブルテレビにおいて情報発信を行った。また、放送後には、延岡市ホームページ、公式 YouTube チャンネルでも配信を行った。

3. 他自治体の取り組み状況**宇都宮市（栃木県）****（１）宇都宮市役所イクボス宣言**

市職員が仕事と家事・育児などを両立しながら活躍できる職場環境や組織風土づくりを一層推進するため、特別職と管理職の職員による「宇都宮市役所イクボス宣言式」を実施。概要は下記のとおりである。

宣言の概要

（１）宣言日	令和５年９月 28 日
（２）宣言者	市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、代表監査委員、全管理職（総数 254 名）
（３）宣言方法	・市長ほか、特別職、部長等の職員（22 名）については、「イクボス宣言式」において、宣言書に署名し宣言を行った。 ・その他の管理職職員については、各自宣言書に署名を行い、署名した宣言書は執務室に掲げている。

※イクボス宣言・・・「イクボス」とは、「育児」と「ボス」を組み合わせた造語で、部下や同僚などのワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司を指し、上司が育児等の推進に関する宣言書を作成し公表する取り組みであり、厚生労働省の「イクメンプロジェクト」等で推進されている取り組み

(2) 宇都宮市役所イクボス宣言の特徴

- ・課長級以上の全管理職が宣言を行うことにより、管理職一人ひとりの意識改革や各職場における働きやすい職場風土づくりにつなげる。
- ・市が宣言を実施し、率先して取り組む姿勢を明確にすることで、市内の企業団体等への波及を図り、はたらきやすく子育てしやすいまち宇都宮の実現を目指す。

(3) 宣言後の取り組み

①市職員の取り組み

宣言に併せて、「ワークライフいきいきアクションプラン」における男性職員の育児休業取得率の目標値を引き上げる改定を行った。

男性職員の育児休業取得率の目標値

改定前	改定後
男性職員（行政職）の育児休業取得率 令和7年度までに60%以上	男性職員（全職員）の育児休業取得率 令和7年度までに100%（1週間以上）

男性職員の育児休業取得率の推移 ※R5年は4月～6月の数値で取得予定の職員を含む。

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
全職員	6.4%	7.9%	10.4%	17.2%	29.3%	70.5%
行政職	－	－	－	－	41.5%	92.3%

取り組み強化のポイント

「子育て応援ハンドブック」による案内	配偶者の妊娠判明時に、職員と上司が面談の上、休暇・休業制度の説明や確実な業務引き継ぎ等を相談するとともに、「子育てハンドブック」による各種支援制度の案内
「育児休業取得時の収入モデルケース」の周知	育児休業期間中の漠然とした経済的な不安を解消するため、育児休業を取得する場合と取得しない場合を比較するための「育児休業取得時の収入モデルケース」を作成し、全職員に周知
「育児計画表」の提出及び育児休業を取得しない理由の申告・取得に向けた働きかけ	「育児計画表」を提出すること、さらに、男性職員が育児休業を取得しない場合は、「育児計画表」の中でその理由を申告することを義務化し、上司の面談時において取得に向けて働きかける等の取組継続
育児休暇・休業の1月以上取得の奨励	高い目標の達成に向けて、職員が率先して育児休暇・休業を取得できる環境づくりが重要であることから、組織的に出産直後のパートナーのサポートや子育ての意識を醸成しながら、男性職員が育児に伴う休暇・休業の1カ月以上の取得奨励
イクボス宣言と併せた周知による意識醸成	育児休業の取得促進に向けた周知により、管理監督職の意識の醸成と育児支援に関する全職員の理解促進

②市内企業・団体への波及

企業の取組支援	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定支援 ・ 社会保険労務士派遣（3回程度・無料） ・ 計画策定企業には入札参加資格登録の審査時に加点
	女性活躍推進補助金の創設 ・ 女性専用トイレの整備やテレワークなどのための備品購入費が対象（対象経費の1／2、上限額50万円）
取組企業の周知	男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」の実施 ・ 令和5年度までに63企業を表彰 ・ 受賞企業には入札参加資格登録の審査時に加点
	情報発信 ・ 上記取組企業を市のホームページ上の特設ページに紹介（県内・首都圏大学への周知、就職支援サイトのバナー広告掲載）
働くことを希望する女性への支援	・ 女性の継続就労に向けて WEB デザインなど実践的なデジタルスキルの習得から就労までを一貫して支援(参加は無料) ・ 女性のキャリアアップを支援するため様々な市民向け講座を実施

気仙沼市（宮城県）

（１）男女共同参画の経過

平成6年に民生部生活環境課女性企画室を設置し、平成12年に企画部男女共生推進室へと組織・名称を変更している。その後、平成15年に気仙沼市男女共同参画推進条例の制定や、平成20年に気仙沼市男女共同参画基本計画を策定し、平成30年に第2次計画を策定している。

（２）気仙沼市男女共同参画推進条例

条例第2条各号で、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなどの言葉を定義している。なお、条例の制定にあたっては、事業者関係各団体からの推薦並びに一般公募の委員12名で条例検討委員会が発足している。その検討の際に、社会的にその用語及び意味が浸透していないなどの意見が挙げられたことから、用語の意味を明確にするため盛り込んでいる。

（３）男女共同参画の主な取り組み

アクティブ・ウーマンズ・カレッジ	18歳から40代の女性対象で、チャレンジしたい女性の一步を応援する全6回の連続講座。平成28年度から開催し、令和5年度まで100名が修了した。
市の審議会等の女性委員の割合を増やす取り組み	令和4年6月にガイドライン策定。それまでの計画目標の35%から50%に引き上げている。令和6年4月には37.1%まで増加
市職員の育児参加推進	本人または配偶者が出産予定の職員に対し、育児と仕事の両立に向けた不安を解消するため面談を実施
父親の育児参加促進事業	①親子が一緒に取り組める体験プログラム実施（キャンプ等） ②父親の育児参画に関するセミナー開催 ③父親の育児参画に関する企業向けセミナー開催 ④意識調査及び分析報告書の作成（リーフレット500部）

ライフデザイン セミナーの開催	市内小中高において、いのちと性の講話や妊婦・育児体験を実施。（実施校：21校、参加児童・生徒数1,274名）
人口減少時代の 人材活用セミナー 開催	気仙沼商工会議所と共催で事業所向けセミナーを開催。 パネリストとして、先進地の兵庫県の豊岡商工会議所会頭、気仙沼商工会議所会頭、気仙沼市長が参加

（４）けせんぬま Well-being プラン 2024

人口減少緩和のために必要となる施策・取組アイデアの創出や議論を重ね、人口減少対策のための行動計画「～こどもと女性の瞳かがやく～けせんぬま Well-being プラン2024」を策定している。

けせんぬま Well-being プラン 2024 の概要

策定の 背景	人口が近年、年に1,000人から1,300人ほどの減少が進み、震災前（平成23年2月末）の74,247人と比較して、令和6年3月末は17,200人少ない57,047人となっている。急激な人口減少が、市民の「暮らしやすさ」を支える生活基盤を弱くし、地域力が低下することで負の連鎖を招く可能性があることから、市民・地域・事業者・行政が共通認識の下、人口減少の緩和に向けた施策や取り組みについて議論するため、令和5年5月に「けせんぬま未来人口会議」を設置した。当該会議での議論を踏まえ、さらに、気仙沼商工会議所や市議会からの提案・提言も反映した形で必要となる施策・取組などを取りまとめた。
目的	人口減少を加速させる構造的な問題（要因）を明らかにし、総合的に解決していくことにより、「市民の暮らしやすさ（Well-being）」を実現
位置 づけ	第2次気仙沼市総合計画において最重要課題として掲げた「人口減少」を緩和するための市民・企業・行政の行動計画
計画 期間	令和6年度から令和8年度 ※令和9年度以降は、令和8年度までの実施状況等を踏まえ見直し等を検討

4. まとめ

本市においては、平成12年1月に「男女共同参画都市」を宣言し、平成16年4月には「延岡市男女共同参画推進条例」を施行、現在の第3次にわたる「のべおか男女共同参画プラン」により長年継続した取り組みを実施している。

実施している事業は、大きく2つで、市民団体による男女共同参画社会づくりの推進と、当局による男女共同参画推進啓発事業である。関係団体は長年の活動実績があり、当局においても、市の公式 YouTube チャンネルで、職場や地域団体等で活躍する女性を紹介する動画を配信するなど、時代に即した取り組みを実施している。

今回、宇都宮市と気仙沼市の調査を行ったところであるが、まず、宇都宮市においては、「育児」と「ボス」を組み合わせた造語である、イクボスを取り組みの主軸として、宇都宮市役所イクボス宣言を実施し、市長ほか、特別職、部長等の職員が宣言書に署名し宣言する取り組みを実施している。本取り組みの推進のために、市の男性職員の育児休業取得率の目標値として、令和7年度までに1週間以上の取得率100%を掲げ、職員には「育児計画表」の提出を求めるなど、具体的な行動変容を促すために各種取り組みを実施している。また、民間企業をはじめとして取り組みを市内に波及させるため、女性活躍推進補助金の創設や、男女共同参画推進事業者表彰を実施し、受賞企業には入札参加資格登録の審査時に加点するなど、取り組みを行う企業への支援策を実施している。

次に、気仙沼市においては、まず、気仙沼市男女共同参画推進条例において、用語の意味を明確にするために、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなどの言葉を定義付けている。また、市の人口減少が顕著なことから、その危機感を広く共有し、令和6年5月に商工会議所や市議会からの提案・提言も反映した人口減少対策のための行動計画を策定している。本計画は、こどもと女性を計画の核として明文化しており、第2次気仙沼市総合計画において最重要課題として掲げた人口減少を緩和するための市民・企業・行政の行動計画の位置づけとしている。

宇都宮市のイクボス宣言や、気仙沼市の総合計画に準じる行動計画の策定は、行政のトップが人口減少やジェンダーギャップに危機感を持ち、施策の方向づけを行い、強力に推進する取り組みである。その結果、宇都宮市においては男性の市職員の育児休業取得率の向上につながり、気仙沼市においては市の組織全体の各種施策に反映されるきっかけとなるなど、非常に効果的な取り組みといえる。

なお、今年度は、先進地視察に加え、所管事務調査テーマの関係団体であるのべおか男女共同参画会議21のメンバーとも意見交換を行ったところである。意見交換の際には、「家では女性が強いのに、なぜ家の外に出ると男性主体の意見が通るのか」、また、「男性が家庭において、家事やふるまいで心がけていること」など、男女共同参画について根源的ともいえる素朴なテーマの意見交換ができたところである。そのことにより、改めて、自分自身が経験してきたことによって、各個人が無意識のうちに固定観念が形成されていることが認識できたところである。一方で、これまでの地道な男女平等の取り組みにより、徐々にではあるが、年を経るにつれて少しずつ個々人の固定観念も変化してきていることなど、多くの気づきが得られたところである。

男女共同参画に関する取り組みについては、団体や当局の長年の活動の結果、特に若年層については、男性の育児や家事への参画などはほぼ一般化されてきていると認識される。とはいえ、その若年層において、進学や就学で都市部へ転居して本市を離れた後、都市部と比べてジェンダーギャップを感じて、特に女性がリターンをためらうことが懸念されるところである。また、育児休業取得等の取り組みについて、行政や一部の企業では積極的に取り組みやすいとも考えられるが、特に中小企業においては、取り組みにいたるまでのハードルが高いのではないかと意見も出されたところである。

本委員会としては、これまで地道に実施してきた関係団体及び当局の取り組みを継続しつつ、イクボス宣言のように、トップがコミットした取り組みの中で、具体的な目標値を設定することが効果的である。さらに、行政や一部の事業者のみの取り組みとならないよう、企業に対する就業環境改善補助金や、情報発信などの支援が効果的であると考ええる。また、若年層がジェンダーギャップを感じて地元へのリターンをためらうことは、さらなる人口減少につながる懸念もあり、その点を課題として認識することが重要である。したがって、当局においては、男女共同参画に関する取り組みについて、課室単位ではなく、庁内組織全体でその認識を共有し、各種施策に取り組むことが必要である。それらの取り組みが、本市の市民全体の意識変容につながり、無意識の思い込みや偏見で人を傷付けることのない、お互いが世代や性別を越えて、認め合い、尊重できる社会となることを期待する。

調査テーマ：危機管理にする取り組み

1. 本市の現状について

令和7年1月15日、政府の地震調査委員会において、南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率が「80%程度」に引き上げられたところである。

また、本市においては、昨年10月22日の豪雨災害など、自然災害が今後より一層激甚化・頻発化すると考えられており、そのような現状を踏まえ、危機管理に関し、現在複数の部・課にまたがっている関連業務をできる限り一元的にまとめ、災害対応力を強化するため、本年4月1日付けで「危機管理部」を新設することとしている。

2. 本市の主な取り組み

(1) 避難場所・津波避難タワー等について

避難場所とは、一時的に避難する場所及び建物のことであり、災害の種類（洪水・土砂、地震・火災、津波）により開設する箇所が異なるため、下記概要のとおり指定等を行っている。

災害別の避難場所の指定状況の概要

災害の種類	概要
洪水・土砂	指定緊急避難場所（職員配置あり）を67カ所、自主避難場所（職員配置なし）として61カ所の建物を指定
地震・火災	指定緊急避難場所として、屋外（公園や運動場）105カ所を指定 ※職員配置なし
津波	指定緊急避難場所として、津波避難タワー、避難ビル、高台や道路等425カ所を指定※職員配置なし

(2) 津波避難施設

第一次津波避難施設整備確保計画として位置付けた取り組みを令和4年度までに取り組みしており、その取り組みにより、3つの津波避難施設が竣工済である。さらに、第2次津波避難施設等整備計画基本方針によって避難困難地域として抽出された北浦町古江地区、川原崎町においては、地域の方々との話し合いを経て、それぞれ避難施設の整備候補地を決定し、令和7年度当初予算に実施設計費を計上している。

竣工済の津波避難施設の概要

施設名	概要
長浜地区避難タワー	H28.8 竣工。避難面積 220 m ²
二ツ島地区避難タワー	H30.2 竣工。避難面積 140 m ²
土々呂地区複合型津波避難施設	R4.3 竣工。避難面積 190 m ²

(3) 防災・減災に関する訓練・講話等**各種イベント、訓練・講話の概要**

訓練・講話等	概要
延岡 VR 避難訓練	本市の災害リスクや避難行動をVRで学べる避難訓練として開発したスマートフォン向けアプリの体験イベントの実施(例:令和6年10月6日「防災フェア」、令和7年2月2日の「防災フェスタ」など) ※VR・・・コンピューターによって創り出された仮想的な空間などを現実であるかのように疑似体験できる仕組み
市職員向け防災講話	女性職員を対象とした防災講話(令和6年11月6日) 若手職員向け講演会(令和7年1月23日)
一般市民向け 防災訓練・講話等	避難訓練114回、防災講話118回(令和6年12月31日時点) ※防災推進員が主となって実施

(4) 災害用備蓄品

宮崎県備蓄基本方針(平成28年12月)に準じて、備蓄物資、備蓄目標数を定め、国からのプッシュ型支援の基本となる8品目が届くまでの3日間に必要な物資量について、県、市、個人で3分の1ずつそれぞれ備蓄することとし、市として負担すべき量を順次確保している。

基本8品目の現備蓄量(令和7年2月1日時点)

品目名	割合	品目名	割合
食料	51.7%	携帯・簡易トイレ	50%
毛布(アルミシート)	59.9%	トイレットペーパー	49.8%
乳児・小児用おむつ	74%	生理用品	81.6%
大人用おむつ	96.2%	ウェットティッシュ	50%

3. 他自治体の取組状況**気仙沼市(宮城県)****(1) 危機管理に関する取り組みについて**

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災により、甚大な被害が生じている。震災後、国の防災基本計画や県の地域防災計画の見直しと東日本大震災の教訓を踏まえ、住民が安全・安心に暮らせるよう災害に強いまちづくりの実現を目的として、平成26年3月、平成27年1月、平成28年5月に気仙沼市地域防災計画の改定を行い、各防災体制の整備を進めている。

①東日本大震災の被害状況

人的被害	●死者数：1,033人 ●行方不明者数：212人 ●震災関連死：111人 } 1,356人 ▶平成23年2月末人口比1.8%
住宅被害	●被災家屋：26,124棟 ・全壊：16,459棟 ・大規模半壊：2,307棟 ・半壊：1,893棟 ・一部損壊：5,465棟 ▶被災割合40.9%
産業被害	●被災事業所数：3,672事業所(概数) ▶被災割合79.9% ●被災従業員数：27,736人(概数) ▶被災割合82.5% ●経済的ダメージ(生産額)：▲2,161億円 ▶▲46.9% (七十七銀行推計)

②津波死ゼロの実現に向けた取り組み

津波避難ビルの指定	・ 近くに高台が少ない地区の民間ビルや災害公営住宅など 7 施設を指定 ・ ただし、孤立・火災被害の可能性もあり、より高く、より遠くの避難が原則
物資集積配送拠点と分散備蓄	・ 防災物資集積配送基地を市内 3 カ所に整備（うち 2 カ所は既存の体育館にトラック搬入口を設置） ・ 備蓄物資を災害用備蓄倉庫など約 120 カ所に分散備蓄 ・ 防災協定の充実（防災関連協定 77 件、うち震災後締結は 66 件）
共助	・ 自主防災組織の育成・強化 （組織率 43.0%（H22）⇒組織率 73.3%（R05））
自助	・ 防災リーダーの育成（令和 2 年度～令和 5 年度までに 220 人が認証） ・ 防災意識の向上（防災講座・ワークショップ・ハザードマップ配付）
津波総合防災訓練	・ 11 月 5 日の津波防災の日及び世界津波の日に合わせて、毎年 11 月に実施。
防災情報の発信	・ 防災行政無線、被災者支援メール、ラヂオ気仙沼等の多様な媒体

③震災伝承

東日本大震災の記録	・ 気仙沼市東日本大震災復興記録誌『海と生きる』等の記録誌の作成・発信
復興祈念公園	・ 「追悼・伝承・再生」をコンセプトに、犠牲となられた方を悼み、震災の記憶を後世に伝え、復興の様子を眼前に未来の安寧を祈念するための場所として震災から 10 年となる令和 3 年 3 月 11 日開園
気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館	・ 将来にわたり東日本大震災の記憶と教訓を伝え、警鐘を鳴らし続ける「目に見える証」として、平成 31 年 3 月 10 日開館
語り部活動	・ 市民による伝承活動 （けせんぬま伝承ネットワークを構成し、伝承館等での語り部活動を実施） ・ 中高生の活動（月命日の土日などに実施し、先輩から後輩へ震災を知らない世代への伝承として機能。中高生のプレゼン力も向上）

④南気仙沼防災公園

整備目的	平常時における日常的な公園利用の他、津波襲来時に避難が遅れた人の一時避難地として、避難築山を含む防災公園を整備する。
事業期間	平成 26 年度から令和 4 年度
全体面積	約 2.0ha
総事業費	約 4.8 億円
整備内容	避難築山・広場・ あずまや ・トイレ
供用開始	令和 5 年 4 月 1 日

4. まとめ

令和7年1月15日、政府の地震調査委員会が、南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率を「80%程度」に引き上げ、公表されたことや、昨年10月22日の豪雨災害など、自然災害が今後より一層激甚化・頻発化することが想定されている。

そのような中、本市においては、各災害に対応する避難場所の指定、指定津波避難施設の整備、さらに災害用備蓄品の確保など各種施策を進めており、令和7年度には危機管理部の新設も予定している。

今回視察を行った気仙沼市においては、東日本大震災で甚大な被害が生じており、その後、震災を教訓として防災計画を複数回改定した上で、各種施策を進めている。備蓄物資の災害用備蓄倉庫など約120カ所への分散備蓄に加え、津波避難ビルを指定しながらも、孤立・火災被害の可能性もあるとして、より高く、より遠くの避難を原則としている。また、地震発生時は、消防団員自身が自身の安全を確保し、率先して逃げることを推奨しているとのことであった。地震により被災した地域として、率先避難こそが重要と認識されていたところである。

今年度は、先進地視察に加え、所管事務調査テーマの関係団体といえる消防団の分団長会議のメンバーと意見交換を行ったところである。意見交換においては、団員の高齢化や減少などの各種課題はある中、団員は消防団活動に誇りを持って活動していることや、主に団員確保においては、複数人入団するほど声掛けができる各部のキーパーソンといえる人物の存在など、実際の活動に基づいた有意義な意見交換が実施できたところである。

危機管理に関する取り組みについては、台風、地震・津波など、災害ごとに想定した常在危機の意識が肝要である。それは例えば、台風時などは気象予報により前もって予測・対応ができ、市職員も配置される避難所が開設される一方で、地震や津波については発生直前まで予知ができず、発生した際には市職員の一時的避難所への配置もできず逃げるまでに時間的な余裕もない。そのため、今後は南海トラフ巨大地震発生時を想定した場合、市民個人が、より高く、より遠くを想定して、その場で即応できるような意識の醸成が重要である。また、その際、車での避難は結果として渋滞に巻き込まれ車ごと被害に遭うことが想定される。したがって、現在地点から徒歩等によりどれだけ近くの高い場所に逃げられるかも想定することが重要である。

以上のようなことから、スマートフォン上で出来る避難訓練アプリの延岡VR避難訓練が昨年度から配信されているが、本アプリのさらなる周知を図り、災害を自分事として捉えるきっかけづくりが効果的であると考え。また、実際の避難時には、テレビ、ラジオ、行政等の避難情報に加えて、地域内の声掛けが特に効果的といえる。したがって、防災訓練・講話の際には地元消防団をはじめとした防災関係者の参加を促すなど、地域内の顔が見える機会をつくる取り組みが非常に有効と考える。

最後に、来年度は危機管理部が新設されるが、全体の職員数は現状のまま、他部署等の一部業務等が移管される見込みである。そのため、当局においては、新設の危機管理部において業務過多とならず、また、他部署への影響も最小限となるよう最大限配慮して、各種事業を推進していただくことを期待する。